

老 計 第 35 号
平成 13 年 8 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

特別養護老人ホームにおける移行時特別積立金の使用について
(疑義回答)

標記については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号厚生省老人保健福祉局長通知)の第 1 の 4 及び 5 により取り扱われているところであるが、今般、次のとおり疑義回答を示すので、管内社会福祉法人に周知するとともに、今後の使用承認の取扱いの参考とされたい。

- 問 社会福祉法人が次のような施設整備事業の法人負担分として、特別養護老人ホームの移行時特別積立金及び移行時特別積立預金を取崩して資金充当しようとする場合、その使用を承認して差し支えないか。
- 利用者の居住環境の改善等サービスの向上を図るために必要な拡張等の施設整備及び設備整備
 - 在宅の高齢者に対する介護予防や生活支援に資するための事業を行うために必要な拡張等の施設整備及び設備整備
 - 介護保険関係施設の施設整備及び設備整備
- 答 当該特別養護老人ホームの施設サービスが適切に行われており、かつ、安定的経営が確保されていると都道府県知事等が認める場合は、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。